

報道関係者 各位

平成 31 年 3 月 29 日

【照会先】

愛知労働局 職業安定部 職業対策課

課長 大嶋 健二

課長補佐（高齢・障害担当） 田中 一男

地方障害者雇用担当官 竹田 順吾

電話：052（219）5507

## 平成30年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 国等の機関への適正実施勧告の実施について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）では、国及び地方公共団体の任命権者に対し、法定雇用率（2.5%。都道府県に置かれる教育委員会及びその他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.4%（注1））以上の対象障害者の雇用に義務付けており、法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（法第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行うことができる（法第39条第2項）。

これを踏まえ、下記の機関については、平成30年1月を始期とする1年間にわたる障害者採用計画を作成し計画履行に向けて取り組んだが、計画終期に当たる平成30年12月31日現在、当該採用計画を適正に実施していると認められないことから、愛知労働局（注2）は、当該機関に対して、新たに作成した平成31年1月から1年間にわたる障害者採用計画について、法第39条第2項の規定に基づき、当該採用計画を適正に実施し、障害者の採用を行うよう勧告を行った。

記

### ◎ 適正実施勧告対象の機関

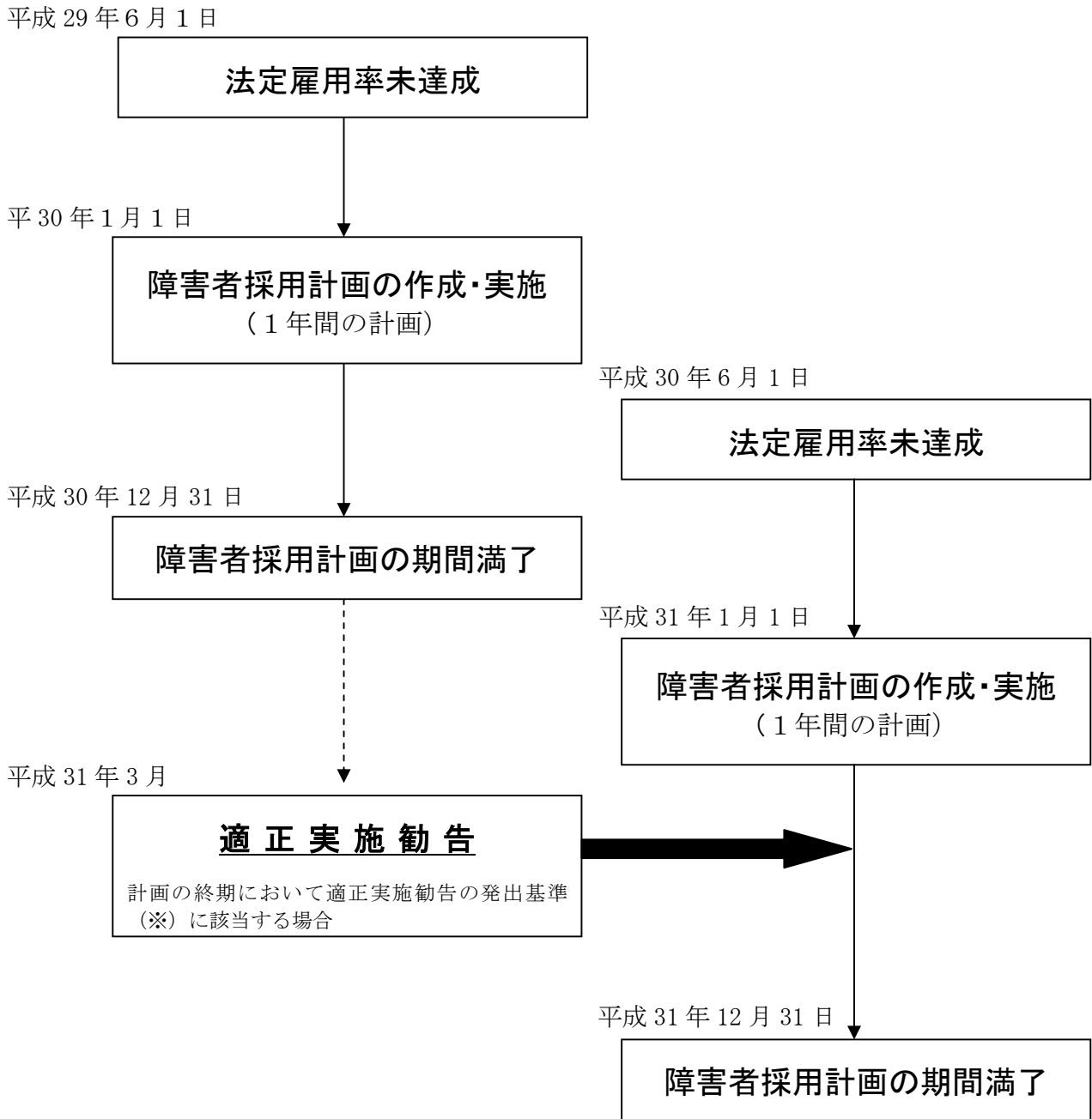
- 西知多医療厚生組合（法定雇用率 2.5%）

（注1）：愛知県内では、愛知県教育委員会及び名古屋市教育委員会が該当する。

（注2）：市町村等の任免権者に対する勧告については、都道府県労働局長に権限委任されている。

（法施行規則第46条第1項）

国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

## 【 西知多医療厚生組合 】

## 1 H30.12.31 現在 障害者採用計画実施状況通報書の結果

30.12.31 現在 (採用計画終期) の雇用状況				採用計画の実施状況				
算定基礎 職員数	障害者 数	実雇用 率 (%)	不足数	計画期間 (30.1.1 ～30.12.31) にお ける採用予定数		計画の始期から 30.12.31 現在ま での採用状況		実施率 (%)
				① 職員数	②うち 障害者数	③ 職員数	④うち 障害者数	
374.5	7.0	1.87	2.0	72	2	95	1	37.9

$$\text{注) 実施率 (\%)} = \frac{\text{④} / \text{③}}{\text{②} / \text{①}}$$

○障害者雇用率 2.5%の機関に対する適正実施勧告の発出基準

障害者採用計画終期において、次の基準のいずれかに該当する機関に対しては、当該終期の翌年 3 月までに、当該終期の翌日を始期とする障害者採用計画について発出する。

(1) 終期現在における障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。

37.9%

(2) 計画期間終期における実雇用率が、計画始期の前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

H29 年 6 月 1 日現在 : 1.98%

⇒ 計画終期(H30 年 12 月 31 日現在 : 1.87% (▲0.11%)

## 2 平成 29 年以降の障害者任免状況の動き (6.1 現在)

	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率 (%)	不足数
平成 29 年	353	7.0	1.98	1
平成 30 年	374.5	6.0	1.60	3

## 3 現採用計画 (H31.1.1～H31.12.31)

計画終期における 障害者雇用状況	算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率 (%)	不足数
	385.5	9.0	2.33	0

(参考)

## ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

(対象障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

(採用状況の通報等)

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

## ○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。

## **○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 175 号）**

附則

1 （略）

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（この項及び附則第四項において「新障害者雇用促進法施行令」という。）第二条、第九条、第十条の二第二項及び十八条の規定の適用については、当分の間、新障害者雇用促進法施行令第二条中「百分の二・六」とあるのは「百分の二・五」と、同条ただし書中「百分の二・五」とあるのは、「百分の二・四」と、新障害者雇用促進法施行令第九条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」と、新障害者雇用促進法施行令第十条の二第二項中「百分の二・六」とあるのは、「百分の二・五」と、新障害者雇用促進法施行令第十八条中「百分の二・三」とあるのは「百分の二・二」とする。

## **○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年9月30日） （労働省令第38号）**

（権限の委任）

第四十六条 法第三十九条(法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十条に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四条の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。

2～4 （略）